

29全中発第06236号
平成29年 6月23日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会
(公 印 省 略)

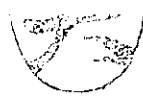
平成29年度産業保健関係助成金の周知について

このたび標記に関し、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、本会会長宛に平成29年度産業保健関係助成金の周知依頼がありました。

厚生労働省では、中小規模事業場の事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援するため、独立行政法人労働者健康安全機構を通じ、「産業保健関係助成金」の運用が行われています。

本助成金メニューの拡充をし、平成29年6月1日より申請受付が開始されておりますので、貴会傘下組合・組合員企業等に対し周知をよろしくお願い申し上げます。

また、健康安全機構の都道府県産業保健総合支援センター及びその地域窓口において、中小規模事業場向けサービスとして、医師、保健師等の訪問による長時間労働者の面接指導の実施等各種支援事業も行われていますので、併せて周知くださいますよう重ねてお願い申し上げます。



基安労発 0620 第 1 号
平成 29 年 6 月 20 日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

平成 29 年度産業保健関係助成金の周知に関する協力依頼について

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、中小規模事業場の事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援するため、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「健康安全機構」という。）を通じて、「産業保健関係助成金制度」を運用しています。今般、添付のリーフレットのとおりに、当該助成金のメニューの拡充を図り、平成 29 年 6 月 1 日より申請受付を開始したところで

つきましては、貴会におかれましても、中小規模事業場の産業保健活動の活性化に向けた取組みに御理解いただくとともに、貴会会員に対する当該助成金の活用についての周知に御協力いただきますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

（ご参考）助成金リーフレット URL

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

（健康安全機構ホームページ）

なお、健康安全機構の都道府県産業保健総合支援センター及びその地域窓口において、中小規模事業場向けサービスとして、医師、保健師等の訪問による長時間労働者の面接指導の実施など各種支援事業を行っておりますので、併せて、貴会会員に対する周知に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

（ご参考）産業保健総合支援センター・地域窓口における支援内容

https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/sanpo/eap/download/sanpo_panf4.pdf

（健康安全機構ホームページ）